

# 東京家裁における 家事調停・審判の実務運用

～より良い調停・審判の進行のために  
裁判所が手続代理人と共有したいこと～

2025年5月14日(水)



Suzuki Yoshikazu  
鈴木 義和 (49期)  
東京家庭裁判所家事第4部 裁判官

【略歴】  
平成9年4月 京都地裁判事補  
その後、総務省公害等調整委員会事務局審査官、  
東京地裁判事、東京高裁判事、青森地裁判事(部総括)  
等を経て、令和6年4月に現職



## CONTENTS

### 第1 家事調停事件の運営の実情について

- 1 事件数等の客観的状況
- 2 裁判官の調停期日への関与の実情
- 3 関連事件の優先順位
- 4 調査官関与の実情
- 5 調停委員会による不成立の判断

### 第2 審判移行のメリット・デメリット

- 1 審判事件の特徴
- 2 審判での解決は万能か
- 3 審判で決着せざるを得ないケース

### 第3 主な事件類型

- 1 夫婦関係調整事件
- 2 婚姻費用・養育費
- 3 親子交流

### 第4 手続代理人と共有したいこと

- 1 手続的な場面でご協力いただきたいこと
- 2 内容面でご理解いただきたいこと

### 第5 質疑応答に対する回答

- 1 代理人が提出する  
書面の留意点について
- 2 裁判官が調停に  
出席する方が良い場面について
- 3 調査嘱託について

## 第1

## 家事調停事件の運営の実情について

## 1

## 事件数等の客観的状況

東京家庭裁判所本庁の令和6年の調停事件（ただし、遺産分割を除く）の新受件数は、8943件です。同年の家事事件手続法別表第二審判事件の新受件数は2155件です。同年12月時点の未済件数は、部総括は調停事件が二百数十件、前記別表第二審判事件が約50件、陪席裁判官は調停事件が約350件、前記別表第二審判事件が70~80件となっています。約2年前までは、陪席裁判官は、調停事件を400~500件担当していましたので、その時と比べると、裁判官の担当件数は減少し、負担は若干軽減されていますが、いまだ高水準と言えます。このほかにも、裁判官は、家事事件手続法別表第一審判事件を多数担当しています。未済件数が減った理由は、いろいろな要因があると思われますが、大きな要因としては、裁判官が少し増員されたことが挙げられます。

## 2

## 裁判官の調停期日への関与の実情

## 1 新件を受けた段階

裁判官は、新件の配てんを受けた段階で、記録（申立書と資料）を読み、インテーク（進行の見立て）を行います。具体的には、調査官の関与が必要か否か、当事者に対して何か配慮する事情があるか否か、調停期日の期日指定を行う前に管轄の問題や何らかの調整事項等があるか否かといった点を検討します。これらの検討を経て、調停期日の期日指定を行います。

## 2

## 期日前の段階

裁判官は、事前に記録を読み、当事者から提出された書面や資料に目を通します。また、前回期日において調停委員が書いた手控えなども確認し、事件をどのように進行させるのがよいか頭でシミュレーションをして期日に臨みます。

調停期日について、東京家庭裁判所本庁の裁判官は、週2.5日開廷日があります。午前と午後にそれぞれ7、8件、多い日には10件程度期日が開かれます。これらの事件を同時進行で動かしています。そのため、一人の裁判官が一つの調停事件にずっと張り付いて対応することはできず、基本的には調停委員に期日の進行を委ねています。そして、裁判官は、期日前に（午前10時開始の期日であれば午前9時30分や40分）、各調停室を回り、調停委員と事前評議を行います。一件一件の事前評議は短時間ではあるものの、当日の進行や事件のポイントを確認したり、調停委員に対して当事者に確認してほしい点を伝えたりして打合せを行っています。また、前回期日までの経緯で、法的な判断が必要な場合は、裁判官としての心証を伝えることもあります。

## 3

## 期日における関与

調停期日が始まると、調停委員が各当事者から事情を聞きますが、調停委員が進行に悩んで裁判官と協議をしたり、法的な問題について裁判官に確認したりする必要が出てきます。この場合は、調停委員が書記官に連絡して、裁判官と中間評議を行うことになります。裁判官が期日の途中に調停室に入って、調停委員と打合せをします。当事者の意見を踏まえてどのように進めるのがよいかを話し合います。その結果、法的な問題点に対する心証開示をしたり、裁判官自ら、当事者あるいは代理人に直接説明をしたりすることもあります。

裁判官の関与という意味では、この事前評議と中間評議が非常に重要な役割を果たしていると言えます。このような形で、裁判官は調停事件にコミットしています。

## 4 期日終了後の関与

期日が終わった後には、事後評議を行うことがあります。裁判官が、調停委員と直接話をして、当日の進行状況や調停委員の当事者への指示の内容などを確認します。また、直接打合せをしない場合でも、調停委員が書いた手控えに裁判官がコメントをするいわゆる書面評議を行うこともあります。裁判官によって対応は異なりますが、事後評議は、書面評議が比較的多いように思います。このようにして期日を振り返り、また、調停委員から意見を求められることがありますので、裁判官の意見を調停委員に伝え、次回の期日につなげていきます。

## 3 関連事件の優先順位

離婚調停事件と婚姻費用分担事件が係属している場合、一般論としては、婚姻費用分担事件を優先して進めることが多いと思います。これは、婚姻費用が日々の生活費に関わる問題であり、できるだけ早期に決める必要があるからです。しかし、当事者双方にある程度収入があり、生活に困っているわけではないケースもあるため、当事者の意見を聞きながら優先順位を決めていきます。また、生活が苦しいとしても、調停の中で婚姻費用の仮払いをすることに合意できれば、婚姻費用の協議を急ぐ必要がない場合もあります。仮払いをすることで、離婚や親子交流を優先して進めることができます。そのため、婚姻費用以外の事件を優先して進めたい場合には、双方で仮払いを合意しておくことが一つの方法として考えられます。

## 4

## 調査官関与の実情

親子交流や親権者変更など子どもが関与する事例については、適切な時期に調査官が関与することが必要となることがあります。しかし、子どもが関与する事件について、全件に調査官が関与するわけではありません。例えば、親子交流であっても、直接交流は既に実施されており、単にそのルールを明確に定めたいというような場合には、調査官関与の必要性は高くありません。

調査官関与は、父母間の葛藤が高い事件で行われることが多いです。当事者双方の意見を聞いて、調停委員会だけでは調整が難しいということになれば、調査官関与を検討することになります。調査官調査を行う場合には、子どもにどのような配慮が必要かを当事者にもよく理解してもらわなければなりません。また、調査官調査をする上では、調査に必要となる子どもの情報について当事者双方から証拠とともに主張書面や陳述書で説明してもらい、情報が出尽くした段階で調査を行うことが重要です。情報が十分に集まっていない段階で調査をしてしまうと、調査後に新たな情報が出てきてしまい、適切な評価分析を行うことができず、調査をした意味が失われてしまうことがあります。このようなことがないように、子どもの情報については十分に裁判所に提供することが当事者双方に求められています。調査官が行動科学の知見に基づいて、専門的に子どもの発言の背景分析をするには、このような前提が必要となります。当事者の中には、調査官は子どもにヒアリングをするだけといった認識しかなく、調査官が専門的な分析を行うために必要なプロセスを経ることを理解していない人がいます。

例えば、別居親から同居親が洗脳しているから子どもが会いたくないと言っていると主張され、第1回期日から調査官調査をすぐにしてほしいと言われことがあります。最終的に調査をする必要があるとしても、子どもに関して十分に情報を出してもらわないと、子どもがなぜそのような発

言をしているか分かりません。そのため、第1回期日で調査官調査を行うことには通常なりません。

調査官は、家庭訪問をしたり、保育園や学校といった関係機関で担当者から話を聞いたりして、できるだけ客観的な情報を集め、行動科学の知見に基づいた評価を行えるように進めています。調査官調査には、このようなプロセスが必要であることを当事者には理解していただきたいです。

ときに、調査官調査さえすれば全て事件が解決するといった誤解がありますが、必ずしもそうではありません。調査官調査によって解決につながる事項と、そうではない事項があります。例えば、親子交流の時間を2時間と3時間のいずれにするかは、調査官調査をしても決められるわけではありません。また、第三者機関の費用の負担割合についても調査官調査では解決できません。子どものことで揉めているとしても、調査官が関与すれば解決できるというわけではなく、調査官関与については、必要なものとそうではないものを峻別する必要があります。

調査官の調査後、調査報告書が作成されます。裁判所から、調査報告書が謄写できるとの連絡を受けた場合には、代理人においては、早期に謄写し、当事者に期日までに調査報告書を読んでもらい、その内容をよく理解した上で次の期日に臨んでいただくことが非常に大事です。当事者には、調査報告書を読むことで、自分のこれまでの言動などを客観視し、また、相手や子どもがそれをどのように受け止めているのかなどを把握し、その上でどのように親子交流を調整するのか、自分はどこまで譲歩が可能なのかなどを検討し、期日当日に臨んでいただきたいと思います。ときに、調査報告書を全く読まずに期日に来る当事者がいますが、それでは、期日で十分な協議ができません。このような事態にならないように、調査報告書を事前に検討した上で、期日当日に臨んでいただきたいと思います。

## 5 調停委員会による不成立の判断

当事者間に意見の対立があり、話し合いを進めることが難しい場合に、調停委員会がどの時点で不成立の判断をするのかは非常に難しい問題です。ケース・バイ・ケースと言わざるを得ませんが、多くのケースでは、当事者間で協議ができないために調停になっており、第1回期日から意見が合わないということはよくあります。しかし、意見の対立が存在することを理由に調停を不成立にしてしまえば、調停制度の意味がありません。残念ながら、第1回期日で調停を不成立にしてほしいと主張する代理人はゼロではありません。調停委員会としても、代理人がそのように主張したくなる気持ちは分からないうではありませんが、どういう点で意見が合わないのか、どこに調整の余地があるのかをもう少し確認するために期日を続行させることはよくあります。意見の対立があるとしても、第三者の立場から、落としどころを探ったり、意見を調整したりするのが本来の調停の役割だと考えています。意見が合わないことですぐに調停を不成立にするわけではないことをご理解いただきたいと思います。

調停委員会としては、仮に最終的な合意が難しい場合であっても、当事者間の問題点を整理して、当事者と共通認識を持てるよう協議を尽くす方向で進めています。中心的な争点や折り合えない点が明らかになれば、最終的に、調停委員会から調停委員会案を提案することもあります。当事者間で最終的に合意に至らないとしても、このようなプロセスを経るメリットはあります。調停不成立となり、審判や人訴になるとしても、そこで何を中心的に審議すればよいか明らかになることで、その後の進行がスムーズになります。

また、第1回期日で代理人から調停を不成立にしてほしいと強く言わされたケースであっても、調停の中でうまく進むケースがあります。例えば、当事者双方に対して、離婚をしたい・したくない理由を確認し、書面を提出してもらう中で、離婚

したいと言っていた夫が、妻の本当の気持ちを次第に理解し、最終的に夫婦関係を再構築することができました。レアケースかもしれません、第1回期日で当事者間の意見が決定的に異なるとしても、不成立にすることが事案の解決として本当に良いものではない可能性があります。他方、当

事者双方に歩み寄りの余地がなく、早期に不成立にせざるを得ないケースも、残念ながら全くないわけではありません。しかし、様々なケースがありますので、必ずしも調停をすぐに不成立にするわけではないという裁判所の考え方についても、理解していただけたとありがたいと考えています。

## 第2

## 審判移行のメリット・デメリット

### 1 審判事件の特徴

#### 1 一回的なものではなく、将来にわたって継続する法律関係の形成

審判事件（特に別表第二審判事件）は、審判を出しても、一回的な解決で済まず、将来にわたって関係性が継続するような法律関係を形成していくものです。例えば、親子交流は子どもが成人するまで継続しますし、養育費は未成熟子を脱するまで続きます。審判後も当事者間で接点が残った状態が続く関係性が特徴です。民事事件でも継続的な契約関係はありますが、家事事件と比べると一回的な解決が多いと思います。

#### 2 家庭裁判所の裁量が広い

財産法は、民法で条文に要件事実が書かれていることが多いですが、家族法には、当事者の協議で定める、協議が調わないときは家庭裁判所がこれを定めるなどとしか定められておらず、条文が家庭裁判所に判断を丸投げしています。例えば、民法766条では、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと定めており、婚姻費用であれば、その資産、収入その他一切の事情を考慮する

などと定められ、考慮要素等は記載されていますが、大部分は家庭裁判所が定めるとしか記載されていません。そのため、広い意味で言うと、一切の事情を考慮して、家庭裁判所が裁量的に定めるということになります。家庭裁判所の裁量が非常に広いということが家事事件の特徴になっています。

#### 3 最高裁判例が少ない（確立していない分野が多い）

最高裁判例が少なく、法律上の論点について判断が確立されているものが少ないというのも家事事件の特徴です。家事審判事件の多くが高等裁判所段階で基本的に確定してしまいます。最高裁で争うには特別抗告と許可抗告しか方法がありませんが、特別抗告は憲法違反の場合しか認められませんので、まず認められないことが多いと言えます。可能性があるとすれば、許可抗告ですが、これも高等裁判所が容易に許可するわけではありません。許可抗告の制度は、以前は特別抗告しか存在しなかったため、高等裁判所で判断が確定することが多く、他方、高等裁判所は最高裁ではないため、判断にばらつきが出てしまい、最高裁が統一的な判断をしなければならないことがあるため、設けられました。しかし、許可抗告は、すぐに許可され、最高裁で判断をしてくれるというものではありません。許可抗告の典型例は、高等裁判所

段階で判断が分かれていって、判断を統一しなければならない場合ですが、これが認められる範囲は非常に狭いです。私は東京高等裁判所の家事抗告部を経験しましたが、許可抗告で許可した例は経験上かなり少ないです。このように、基本的に家事審判事件は最高裁では判断されず、最高裁判例が少ないと言えます。

#### 4 法理による判断というより、一切の事情による事例判断の要素が大きい

家事事件では、家庭裁判所が裁量的な判断を行うという構造になっているため、一切の事情による事例判断の要素が非常に大きいです。そのため、過去の審判例・決定例を参考に代理人が主張をしても、その審判例・決定例は法的に判断がなされたというよりは、当該事案の下で一切の事情を考慮して裁量的な判断がなされている面が非常に大きく、高等裁判所の決定例を引用して主張しても、必ずしも効果的な主張になるとは限りません。

さらに言えば、地方裁判所よりも家庭裁判所の方がより裁量的な判断を行うことになるため、高等裁判所の家事抗告審で一審と真逆の結論になる確率は、相対的には低いという傾向があると感じています。もちろん原審の審判に明らかなミスがあるような場合には結論は変わり得ますが、例えば、A説とB説があって、原審がA説を取り、高等裁判所としてはB説の方がなじみがあると考えても、それを理由にA説を取った原審を取り消すことは、私の経験上、あまりありませんでした。原審の裁量が広いため、高等裁判所と原審で法的な考え方方が違うとしても、どちらの考え方も十分あり得るという場合は、それを理由に原審を取り消すことは、基本的にはあまりないと考えられますので、このような特徴をご理解いただきたいと思います。

2

#### 審判での解決は万能か

1

#### 将来にわたって関係性が継続する →最小限の信頼関係の維持

親子交流が特に典型例ですが、将来にわたって関係性が継続するということは、審判でルールを決めたとしても、それで万事うまくいくということにはなりません。むしろ、審判でルールが決まった後、そのルールに従って、お互い協力していかなければならぬため、信頼関係がないとうまくいきません。審判に至っているということは、一般論として、信頼関係を維持しにくい高葛藤な事例が多く、審判を出しても、審判のルールに従わない人が出でます。特に親子交流は、相互に協力しなければ実現しないため、審判で結論を出すことで必ずしも紛争が解決するわけではありません。そして、当事者間の合意がない中で、審判主文でいろいろな条件を定めるのには限界があります。

2

#### 強制執行が奏功しなくなるケース

審判や調停で、相手を攻撃し、自分の要求を突きつけて相手を追い込み、全く譲歩しないような当事者がいます。このような中で審判に移行してしまうと、相手が開き直ってしまい、勤務先を辞める、行方をくらますなどして結果的に強制執行が難しくなるケースが一定程度あります。追い込みすぎるとかえって目的が実現できない例です。

逆に言えば、例えば、法律論で婚姻費用の金額を厳密に計算し、15万円が正しいとして、これ以上一步も譲らずに相手を追い込むよりも、相手が13、14万円を支払うことが限界と言っているときには、多少でも算定表の幅の中で減額して決めた方が、相手も自分の言い分をのんでもらえたということで、ある程度は納得して、継続的に支払おうというインセンティブが働くことがあります。これが調停のメリットです。当事者双方が譲

歩することで履行の確保につながるケースがあります。

### 3 頻回に審判を繰り返して 関係性が修復困難なケース

頻回に審判を繰り返して、関係性が修復困難になるケースがあります。親子交流が典型的ですが、調停で折り合えず、審判になり、即時抗告をして、最終的に高等裁判所で確定します。このような状況で決まったルールに不満を持つ方は、ルールを守らないことがあります。その結果、間接強制ができる形にするためにもう一度審判申立てをすることになります。その後、高等裁判所で判断が確定しても、親子交流が履行されなければ間接強制を申し立てることになります。しかし、間接強制金を定めたからといって、必ずしも親子交流が実現するわけではありません。ここまで対立が深まってしまうと、もうお金の問題ではなくなってきてしまいます。そして、義務者の方から、親子交流の条件を緩和することを求めて親子交流の審判が申し立てられ、さらに揉めていきます。ここまで対立が深まってしまった場合、別居親は、結局子どもに会えないまま時間が過ぎてしまいます。このように折り合いがつかないとして、審判で結論

を出せばいいと安直に考えると、その結果、望んでいたことが実現できないケースも一定程度あります。そのため、もし調停の中で折り合えるのであれば、関係性をまず作るところから始めると、将来的には継続的に直接交流ができるケースがあるのではないかと思います。

### 3 審判で決着せざるを得ない ケース

どうしても審判で決着せざるを得ないケースももちろんあります。一つは、相手が期日に全く出頭せず、不出頭を繰り返し、審判以外に方法がないケースです。もう一つは、当事者の一方又は双方が調停委員会からどんなに説得されても、少しも説得に応じず、理不尽なことを言って協力しないケースです。このような場合は、審判で決着せざるを得ません。他方、相手との関係上、調停で合意はしたくないものの、裁判所が決めた内容であればそれには従うと言っている当事者がいます。このような場合には主に調停に代わる審判を出すことで、解決に向かうこともあります。

## 第3

### 主な事件類型

#### 1

#### 夫婦関係調整事件

##### 1 調停は人訴の単なる通過点ではない

代理人によっては、第1回期日から人事訴訟を考えており、調停前置主義の制度上、とりあえず調停を申し立てたという人がいます。しかし、調

停を単なる通過点と考えてもらっては困ります。先ほども述べたとおり、離婚に関して意見対立がある夫婦でも、最終的に円満になるケースはありますし、期日を重ね、子どものことを考えていく中で、調停の中で決着をつけた方がよいとなるケースもあります。調停は生きものであり、期日を重ねる中で、変化が起きています。また、訴訟まで行う気になれず、早く縁を切りたいから早く解決しようということで調停が進むこともあります。

こういった変化をとらえて、少しでも円満に、早期に解決するには訴訟よりも調停で解決する方が望ましいことが多いです。裁判官としては、調停は訴訟や審判までの通過点ではなく、真摯に当事者と向き合ってベストな解決ができるようになる場であり、ベストを尽くして努力していることを理解していただきたいと思います。

## 2 全体解決の有用性

各争点に対して対立点はあるものの、細かい点はいったん置いて、全体としてざっくり解決することも有用です。細かい論点に立ち入って、一つ一つ議論をすることは、時間とコストがかかります。また、今さら資料を集められなかったり、資料を集めようとすると非常に手間暇がかかったりということがあります。細かい論点に時間とコストをかけて、調停を2、3年行い、結局決裂してしまうこともあります。2、3年調停をして、それから人事訴訟をしてさらに時間やコストをかけるよりは、細かい対立点はあるとしても、全体としてざっくり解決することで、早期に結論が出るというメリットがあります。このような解決が、早期に関係性を解消して、新しい人生にお互いが向くためには有用なときがあります。これは調停だからできることです。

## 3 自己決定による解決の重み

離婚は人生にとっての節目です。人生に関わる離婚について他人に決められることは、慎重に考えなければなりません。離婚訴訟の判決で自分の人生を他人である裁判官に決められることが本当に良いのかどうか考えるべきです。調停で解決するメリットの一つは、自己決定です。自分で選択する、離婚するか否かを自分で決めることの重みがあります。自分で自分自身の人生を決めるることは非常に重要であり、最終的に自分で納得して決められるのが調停です。このメリットは非常に大きいと思っています。

## 2

## 婚姻費用・養育費

改定前の標準算定方式が採用される前は、実額方式で、一つ一つ税金を計算したり、生活保護基準などを使って計算したりして、非常に複雑でした。そのため、結論が出るまでに非常に時間とコストがかかっていました。しかし、婚姻費用や養育費は生活費であるため、簡易迅速に決めるに意義があり、標準算定方式が採用されるに至りました。

婚姻費用や養育費において、あまり細かい点を厳密に議論していくと、簡易迅速に決めることができず、簡易な算定方式を定めた意義が失われてしまします。しかし、私が担当している事件で審判に移行するが多いのは、圧倒的に婚姻費用分担事件です。当事者双方が非常に細かく、収入認定や教育費の超過部分で相互に反論して、計算が複雑かつ細かくなっています。最終的に審判を出しますが、さらに高等裁判所でも争うため、時間がかかります。しかし、細かく争っても、金額への影響が大きくないことがあります。争っても結論に大きな影響がないのであれば、最終的に1、2万円金額に違いがあっても、早く決めるメリットを優先することも一つの考え方です。事案によって争う必要があるものはありますが、ある程度のところで柔軟に落としどころを探る方が当事者にとって利益になることがあります。

また、算定表を上回る超過教育費の加算をする場合に折半説と按分説があります。東京家庭裁判所では、統一見解があるわけではありませんが、傾向としては、婚姻費用でも按分説が採用されることが多いです。私の知る限りでは、按分説を採用した東京家庭裁判所の審判に即時抗告しても基本的には高等裁判所でその判断は維持されています。先ほど述べたとおり、家庭裁判所の裁量は広いため、東京家庭裁判所が按分説を採用した場合に、東京高等裁判所がこれを妥当ではないとして、その決定を取り消すようなケースは、私の知る限りあまり見ません。

また、収入認定に関する年収2000万円の上限説について、東京家庭裁判所では、傾向としては、婚姻費用で上限説は基本的に採用されていません。他方、養育費では上限説で算定しているケースがかなり多いと思われます。これは、婚姻費用は、夫婦間の生活費をシェアするという発想であり、上限説に結びつきにくいのですが、養育費は、義務者が子どもと同居しているという想定のもとに、子どもの生活費に割り当てる分をシミュレーションしており、子どもの生活費や教育費には限界があるためです。義務者の収入が上がれば上がるほど、子どもの生活費や教育費が青天井に上がるというものではありません。そのため、養育費は上限説に親しみやすいと言われており、東京家庭裁判所では、上限説に沿った判断がそれなりに行われていると思います。

### 3 親子交流

#### 1 最も調停による解決が望まれる類型(信頼関係の継続が重要)

親子交流は、調停で解決する方が、その後の実際の履行の確率が高いと思います。当事者双方が納得した上で、ルールを決めた方が、お互いが協力しやすいことは間違いありません。間接強制が可能な審判を出して、間接強制で履行をさせるようなケースでは、もともと相手の協力は得られませんから、相互に対抗的に主張し合い、最終的には收拾がつかなくなって、その間に一度も親子交流が実現しないまま、子どもが成人してしまう最悪の不幸なケースに至るリスクがあり、実際にそのようなケースをよく見ます。

#### 2 スモールステップから始める事を考える

上記①を前提とすれば、スモールステップか

ら始めることが重要です。例えば、別居親で、いきなり毎週宿泊付きで直接面会したいとフルスペックな要求をしてくる人がいますが、そういった要求をすると、子どもが引いてしまう、あるいは、子どもが嫌がっているということであれば、子どもが別居親に気持ちが向いていくことは注力して、少しずつでも関係性をつないでいき、子どもにそろそろ会ってもいいかなと思わせるようなところから始めていくことが重要です。地道に関係性をつないでいけば、そのうち、子どもがふらっと会ってもいいかなと思うようになるかもしれません、そこをとらえて、直接交流につなげていきます。また、子どもと直接交流しているときにうまく遊ぶことが重要です。直接交流は子どもに楽しんでもらえないと意味がないですし、同居親としても子どもが直接交流を楽しんでいる様子を見れば、子どもを別居親に会わせた方がいいという気持ちにもなります。このように信頼関係を築き、協力関係を作っていくことが一番理想です。いきなり自分自身の希望をフルスペックで要求して、それをのむように求め、それをのまないなら審判を求めるというのは最悪の対応です。こういった方法はできる限り控える方が最終的には当事者のためになるように思います。もちろん、別居親からすれば、早く面会をしたいと焦る気持ちはとてもよく分かります。しかし、そうであればこそ、早くルールを決めて早く交流にこぎつけることが重要で、夫婦間の葛藤が高い事案の場合には、そもそも信頼関係がないところから始めるのですから、自分の希望をフルスペックで要求するのではなく、相手がのみやすいような、協力できそうなところから始めるというのも、最終的には、事案の解決として一番いいところに収まるという可能性が高いということも考えていただきたいと思います。

## 第4

# 手続代理人と共有したいこと

## 1 手続的な場面で ご協力いただきたいこと

### 1 定型書式の利用

調停の申立書については、定型書式を利用していただきたいです。定型書式であれば、どの情報が申立書のどこに記載されているか裁判所は分かっているため、必要な情報を把握しやすいです。しかし、代理人独自の申立書の場合、どこに必要な情報が記載されているか分からず、情報把握に手間取ります。また、必要な情報が足りていない場合もあります。裁判所は、大量の案件を同時に処理する必要がありますので、定型書式を利用していただけすると非常にありがたく、ぜひご利用をお願いします。

### 2 証拠説明書の提出の仕方

証拠については、調停段階であっても、甲乙番号を付けて、資料説明書を付けていただけます。特に立証趣旨を書いていただきたいです。調停段階で番号を付けずに資料を大量に提出する方がいますが、結局、何を立証したいのかよく分からぬことがあります。どういう立証趣旨で、何を主張したいのかを明確にするには、資料説明書を付けていただく方が裁判所の理解につながり、調停の進行もスムーズになります。ぜひ協力をお願いします。

### 3 書面提出期限の遵守

調停期日では、書面が期限どおりに提出されることを前提にスケジューリングしていますから、提出期限が守られないと、期日がスムーズに進みません。書面の提出期限はぜひ遵守していただき

たいです。

## 4 期日指定に対する協力

調停期日は民事事件と異なり、午前・午後約2時間と拘束時間が長いです。そして、代理人、当事者、調査官など関係者が多いため、期日を調整しにくい性質があります。調停事件を受任される場合には、1期日に半日程度費やすスケジュール調整が必要になるということをご理解の上で、スケジュールを組んでいただけます。また、2期日指定を行っていますので、できればご協力いただきたいと思います。

裁判所としても、審理の迅速化PTを立ち上げ、期日間隔や審理期間が長期化しないような対策をいろいろ考えて議論しており、当事者の解決に結び付くように努力していきたいと思っていますので、代理人においても、ご協力をぜひよろしくお願いします。

## 2 内容面で ご理解いただきたいこと

### 1 審判や人事訴訟になった場合の 見通しを正しく持つ

審判は家庭裁判所の裁量が広く、調停を担当した裁判官が担当しますので、その裁判官が行った心証開示は、おおむね審判でもそのとおりになります。また、即時抗告をしても高等裁判所で変更される可能性は、明らかな誤りがある場合を除き、それほど高くないと考えられます。そのため、心証開示をされた場合には、これに従うかどうかは別として、この心証開示を踏まえて見通しを立て、どこを譲り合えるかを検討していただければ

と思います。

## 2 調停委員との信頼関係

調停委員にはいろいろなタイプの人がありますが、皆、当事者に寄り添って、できるだけいい解決をしたいと頑張って取り組んでいます。ときには調停委員と意見が合わないこともあると思いますが、その場合は、自分の意見を冷静に説明していただければ、必要に応じて裁判官と調停委員との間で評議をして、代理人の意見を受け入れて調整できるかどうか真摯に検討しますので、できるだけ調停委員と対立することは避けていただきたいです。調停委員としても、当事者双方に一生懸命寄り添って解決しようと思っておりませんので、調停委員との信頼関係を保っていただきたいです。

## 3 紛争の解決として着地点を考えることの重要性

自分の希望全部を受け入れるように要求ばかりすることでは、話し合いにならず、夫婦間の葛藤はますます高くなっています。傷が深まっていきます。そうではなく、双方言いたいことはあるし、不満が残るところはあるにせよ、当該事案の解決として、どこで着地するのがいいのかという見通

しを持っているかどうかで結果が変わってきます。代理人としては、依頼者の希望をできるだけ叶えるという立場があることは理解していますが、譲歩することで早期に円満に解決することも結果的に依頼者の利益に適うこともあると思いますので、最終的な落ち着きどころを考えて、傷を広げすぎないようにお願いしたいと思います。

## 4 調停による解決のメリット

審判や訴訟では、法律の枠組みに従った判断しかできません。しかし、調停であれば、法律の枠組みにとらわれずに、きめ細かに柔軟に条件を調整できます。例えば、財産分与で、オーバーローンの住宅を一方が取得することは、判決ではできません。また、婚姻費用や養育費の未払分について分割払いにすることは、審判では基本的にしません。審判であれば、一括払いになりますが、調停では分割払いにすることが可能です。親子交流においても、柔軟できめ細かな条件を付けるのは調停であれば可能です。合意による落ち着きの良い解決をできるところが調停の良いところですので、意見が合わないからすぐ審判を求めるのではなく、できる限り調停で早期に解決するという道がないかを検討していただけるとありがとうございます。



## 第5

## 質疑応答に対する回答

### 1 代理人が提出する書面の留意点について

書面は、裁判官だけでなく、調停委員も読むため、長文の書面は控えていただき、できる限り要点を絞り、内容をまとめていただけると読みやすいと思います。主張したいことはたくさんあると思いますが、長文の書面を提出されると、裁判所としても内容を理解するのに負担がかかります。また、できる限り相手を刺激する言葉は控えていただく方がよいです。基本的に配慮していただいていると思っていますが、中にはかなり刺激的な表現を使われる書面があり、それだけで、相手の感情を害して話し合いを難しくしてしまうことがありますので、気を付けていただけるとありがたいです。

### 2 裁判官が調停に出席する方が良い場面について

例えば、非常に夫婦間の葛藤が高く、親子交流で調査官調査は既に終わっているものの、当事者の態度が固いケースで、紛争の内容からすると強制執行では困難であり、審判よりは調停で解決することが望ましいケースがあります。このようなケースでは、裁判官が当事者に直接説得することもあります。その場合、審判移行した場合の見通しも丁寧に伝えて、その後の親子交流の履行・実現の問題など様々なことを考えて提案していることを丁寧に説明し、理解を得るように努めます。このような対応をして、時間をかけて説得し、調停成立に至ったケースはそれなりにあります。他方、時間をかけて働きかけをしたにもかかわらず、結局審判に移行してしまったというケースもあり

ます。私の経験で言えば、調停で時間をかけて、裁判官が直接説得して何とか働きかけをして、調停で合意できずに審判移行した場合であっても、審判で審問を実施し、直接本人の事情を聴取した上で改めて説得したこと、話し合いによって解決できたケースも相当数あります。夫婦間で高葛藤な事案では、裁判官としても比較的力を入れているのではないかと思います。

### 3 調査嘱託について

調停段階では、財産開示にあまり応じない当事者は一定数存在しています。このような場合に、代理人からは、調停段階では調査嘱託があまり採用されないという意見を聞きます。しかし、調停段階という理由で、調査嘱託をしないということはありません。必要性があるかどうかで判断しています。何の手がかりもない中で、網羅的・探索的に求められる調査嘱託には、必要性があるとなかなか言えないことが多いです。他方、嘱託先や嘱託内容についてはある程度明確にする必要はありますが、相手が任意に財産開示に応じない場合は、調査嘱託を採用することは調停段階であります。私自身、調査嘱託を採用しているケースはよくあります。

NF